

令和8年度 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業拡大促進業務委託

○質問に対する回答

質問項目	仕様書 (2) 社会保険労務士の派遣 ①対象企業 2項
質問内容	推進企業の登録を目指す企業が対象とありますが、登録の更新を目的としたり、または登録済だが、次世代法の行動計画のみを策定していて今回を機会に女活法の行動計画策定を目指したい、という企業は対象となりますか。
回答	対象企業について、既に登録がある企業は対象とはなりません。